

作成年月日；令和 6 年 3 月
 評価責任者；地域産業基盤整備課長 向野陽一郎
 実施者；地域経済産業G地域産業基盤整備課

令和 5 年度 事前評価書

計画概要	事業名：西三河工業用水道強靱化事業		事業者名：愛知県		
	給水区域 岡崎市のうち矢作川以東で一般国道1号以南及び矢作川以西の区域、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市のうちH17.3.31における豊田市の区域、安城市、西尾市のうちH23.3.31における西尾市及び旧吉良町の区域、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町		給水開始（予定）年月日 昭和50年5月		
	計画給水量 300,000 m ³ /日		現行給水能力 300,000 m ³ /日		
	契約給水量 280,992 m ³ /日		契約率 93.6%	実給水量 130,215 m ³ /日	
	地域区分	地盤沈下・ 基盤整備	四大・新産・工特・ その他		
	工期 令和6年度				
水源・予算規模	水源	取水量	配水区分	浄水配水	
	矢作川（矢作ダム）	4.02 m ³ /S	基本料金	32.0円/m ³	
			予定料金	32.0円/m ³	
	総事業費	1,458,437千円	資金計画構成		
	補助対象事業費	1,235,807千円	国庫補助金	19.1%	
補助金総額	278,000千円	一般会計	0%		
令和5年度要求補助金額	278,000千円	地方債	80.3%		
補助率	22.5%	その他	0.6%		
事業目的及び事業概要	<p>西三河工業用水道事業は、主に衣浦臨海部および西三河北部地域に一日あたり300,000 m³を給水する工業用水道事業である。本工業用水道事業は、昭和50年度に給水を開始し、長年の使用による施設、設備の劣化及び老朽化に伴い、管路の漏水や設備の故障等が多発し管理に支障をきたすようになってきており、工業用水道事業の適正な運営を継続するために、設備更新計画を策定し、設備の適正な取り替え等を実施している。</p> <p>愛知県営工業用水道では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、平成9年度から水管橋の耐震化などを進めており、平成14年に本県市町村の多くが東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことから、「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画」（以下「実施計画」という。）を平成15年1月に策定し、既存施設（水管橋、建築物）の耐震補強を実施した。平成27年3月には南海トラフで発生する恐れのある地震（以下「南海トラフ地震」という。）の対策を加え、実施計画を見直し既存施設の耐震補強を行っている。</p> <p>本事業は、上述の計画等に基づき、多数のユーザーへの影響が想定される配水施設及び導水施設の強靱化を実施する。</p>				
地下水保全（地下水転換を含む）の必要性	<p>a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業（ ）</p> <p>b) 工業用水法以外の法律・条令等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 [関連する法律等の名称：]</p> <p>c) その他 [なし]</p>				

	<p>【建設事業】</p> <p>a)既に着工している [着工： 年 月]</p> <p>b)給水の要望があり、早急に事業を着手しなければならない [給水開始： 年 月]</p> <p>c)工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始： 年 月]</p> <p>d)その他 []</p>		
<p>事業着手の 緊急性</p>	<p>【改築事業及び強靱化事業】</p> <p>a)漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした</p> <p>b)工業用水道施設に係る事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした</p> <p>c)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある</p> <p>d)ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある</p> <p>e)原水の悪化により支障が生じている</p> <p>f)河床変動により取水に支障が生じている</p> <p>g)その他 [南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域内に施設がある]</p>		
<p>事業を実施 した場合の 費用対効果 分析</p>	<p>費用便益 比の算定 に含まれ ていない その他の 特別な事 情</p>	<p>地域振 興と計 画との 関連性</p>	<p>費用便益比：1. 13</p> <p>評価の対象とする便益項目：地震による施設損壊リスク削減便益（利用者） 地震による施設損壊リスク削減便益（供給者）</p> <p>施策名、指定地域及び関連する法律、条令</p> <p>施策名：無 指定地域：無</p> <p>関連する法律等の名称：無</p> <p>その他の特別な事情：無</p>
<p>評価結果</p>			
<p>工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、前提指標である費用便益比1.0以上等を満たしており、事業着手の緊急性を要していることから、本事業は補助対象として妥当であるため交付決定を行うこととする。</p>			